

第 2 6 回  
会津美里町農業委員会定例総会

令和 5 年 1 月 20 日 金曜日 14 時 00 分

会津美里町役場本庁舎 2 階 大会議室

会津美里町農業委員会

第26回 会津美里町農業委員会定例総会議事録

1. 日時 令和5年1月20日 金曜日 14時00分～14時40分

2. 場所 会津美里町本庁舎2階 大会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 渡部 稔	
	2番 眞鍋 伸太郎	
	3番 村松 祐一	
	4番 諏訪 栄一	
	5番 野中 充	
	6番 松本 晋平	
	7番 佐藤 孝夫	
	8番 福田 真実	
	9番 柴崎 陽	
	10番 大井 豊記	
	11番 間船 一男	
	12番 松本 吉弥	
	推進委員 佐々木 宏光	推進委員 本名 京子 推進委員 佐藤 和人 推進委員 元木 博人 推進委員 眞部 剛 推進委員 齋藤 仁 推進委員 山田 幸市 推進委員 佐藤 健一 推進委員 齋藤 武美  推進委員 山内 祐太郎
	農業委員 12名出席／12名	
	推進委員 1名出席／10名	
4. 議事録署名人	1番 渡部 稔	4番 諏訪 栄一

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	小林 隆浩
事務局次長	後藤 淳
係長	田邊 実千代
主査	廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局次長 会議の前にご報告いたします。本日、全ての委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。

事務局次長 それでは、ただいまから、第26回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

( 松本会長 挨拶 )

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。  
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。  
1番 渡部稔 委員、4番 諏訪栄一 委員の両名を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。  
次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 ( 会務の報告 )

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

( 質疑なし )

議 長 なければ会務報告を終わります。  
それでは、議事に入ります。

## 【農地法第3条関係】

議 長 議案第93号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号16番、譲渡人は、  
、譲受人は、  
。申請農地は、字西沖7番 田 368㎡であります。申請事由としては、譲渡が農業廃止のため、譲受が経営規模拡大であります。移転時期は許可日以降であり、価格は1筆185,000円となり、10a当たり502,717円に修正願います。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号17番、譲渡人は、  
、譲受人は、  
。申請農地は、字惣印南81番 田 973㎡であります。申請事由は、譲渡が兼業による経営縮小のため、譲受が相手方要望のためであります。移転時期は許可日以降であり、価格は、10a当たり350,000円となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。それでは審議に入ります。  
議案第93号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。  
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第93号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

## 【農地法第4条関係】

議 長 次に、議案第94号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。



議 長 質疑なしと認め、採決いたします。  
原案のとおり確認し、許可相当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 94 号は原案のとおり許可相当の意見を付すことに決定いたしました。

### 農用地利用集積計画【利用権設定】

議 長 議案第 95 号 農用地利用集積計画の決定について を審議いたします。本案件は、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。それではまず、受付番号 118 番から 133 番までを議題といたしますので、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 118 番から 133 番まで原案のとおり決定いたします。次に、受付番号 134 番を議題といたします。本件については、委員が関係しておりますので、会議規則第 11 条の規定により、委員は退席願います。

— 委員 一時退席 —

議 長 それでは、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 134 番は原案のとおり決定いたします。

— 委員 着席 —

議 長 委員に申し上げます。本案件は原案のとおり決定しました。これをもちまして、議案の審議を終了いたします。

### 【令和 5 年度農作業賃金及び実勢賃借料について】

議 長 次に、議案第 96 号 令和 5 年度農作業及び実勢賃借料について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 議案第 96 号、まず、実勢賃借料情報ですが、令和 4 年 1 月から 12 月に契約された賃借料を集計いたしました。調査筆数は、平坦第 1 地域で 589 筆、第 2 地域で 189 筆、山間地域で 34 筆でありました。平坦第 1 地域の最低額が 9,800 円、平均額が 16,700 円、最高額が 22,700 円、平坦第 2 地域の最低額が 9,800 円、平均額が 13,500 円、最高額が 22,700 円、山間地域の最低額が 5,000 円、平均額が 9,700 円、最高額が 14,700 円となります。なお、農地の区分については変更ありません。

令和 5 年度農作業賃金一覧表については、会津美里町農作業賃金等策定要領の農業従事者等からの聴取した意見を参考にし、燃料価格、消費者物価、福島県最低賃金、取引米価の動向を考慮し作成しました。令和 4 年 11 月の福島県農林土木事業原単価は、昨年度より 5.4%増加し、燃料価格高騰等と福島県の最低賃金が 3.6%上昇しております。結果として、全体の平均で 5.0%の増となりました。この原案を 12 月 20 日の農地利用最適化推進委員と農業委員の合同会議に諮り、質疑等についての意見はありませんでした。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。それでは審議に入ります。議案第 96 号について質疑を求めます。

野中委員 農作業賃金表の No. 3 代かき の備考のところ、デスクプラウは 20%増と記載されているのですが、私の経験上、代かきにはデスクプラウは使わない。文言があっても支障はないのですが、記載しなくてもよい気がするのですが、いかがでしょうか。

事務局次長 この部分については、昨年度このような規定でという事で参考としましたので、1年ですぐ変更するのもどうかということでそのまま記載したのですが、野中委員のおっしゃるように、実際使わないということであれば、削除してもよいと思います。デスクプラウを使用する解釈でいたものですから、ここについてはお諮りしていただき、削除を考えてもよいのかなと思います。

議長 この件につきまして、ご意見ございませんか。  
削除する方向性でよろしいですか。

— 賛成全員 —

事務局次長 では、削除ということで修正させていただきます。

議長 その他、質疑はございませんか。

— なしの声 —

議長 質疑なしと認め、採決いたします。  
原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議長 賛成全員と認め、議案第 96 号は原案のとおり許可することに決定いたしました。これをもって、議案の審議を終了いたします。

### 【相続による農地の取得 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出】

議長 これより、報告事項に入ります。  
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。



— なしの声 —

議 長 それでは、報告第 90 号から第 94 号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第 90 号は 9 件の届出がありました。詳細については、相続案件なので省略いたします。

【合意解約について】

事務局次長 報告第 91 号 合意解約については 16 件であります。  
それぞれの理由により、両者合意のうえ解約がなされたものでありますので、  
詳細についてはお読み取りをいただきたいと思います。

【農用地利用配分計画案への意見について】

事務局次長 報告第 92 号 本案件は 2 件であります。所有者は変わらずに、農地中間管理機  
構からの借受者が変更となったものです。

【農業振興地域整備計画の変更案への意見について】

事務局次長 報告第 93 号 変更案については 3 件であります。  
受付番号 1 番、事業計画者は、  
、土地所有者は、  
。申し出の土地は、字新用地 53 番 1 畑で 292 m<sup>2</sup>で  
あります。変更事由は、農家住宅用地とするもので農振除外であります。

受付番号 2 番、事業計画者・土地所有者ともに  
、申し出  
の土地は、境野字境野 443 番 外 1 筆 畑で 751 m<sup>2</sup>のうち 183 m<sup>2</sup>です。  
変更事由は 農業用施設用地とするもので、用途変更であります。

受付番号 3 番、事業計画者・土地所有者ともに  
、  
申し出の土地は、字延命寺前 409 番 田で 99 m<sup>2</sup>です。変更事由は、農業用施設  
用地とするもので、用途変更であります。

## 【農業所得向上に関する要請書への回答について】

事務局次長 報告第 94 号 農業所得向上に関する要請書への回答について、回答のみ読み上げます。

— 要請書に対する回答を読み上げる —

議 長 以上で説明が終わりました。  
質疑はありませんか。

柴 崎 委 員 報告第 94 号の 2 番について、技術支援については、「国や県との連携をはかりながら技術支援や対策の推進に努める」と回答がありますが、価格保証制度の支援について、政策事案が漠然としているので教えていただければと思います。

事務局次長 町部局の方に回答を確認したうえで、口頭ではありますが、回答は次回に報告させて頂きたいと思います。

議 長 その部分につきましては、次回明確にしていきたいと思います。

村 松 委 員 報告第 90 号 54 番と 55 番ですが、                      さんが 2 件ありますが、間違いではないでしょうか？

事務局次長 この件につきましては、父親の分と母親の分で分けて記載させて頂きました。補足ですが、父親が先に亡くなり、その後母親が亡くなったのですが、相続登記して農業委員会に提出したのが同日だったということです。

議 長 その他、質疑ございませんか。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認めます。  
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理者 以上をもちまして、第 26 回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。  
慎重審議ありがとうございました。

《 14 : 40 終了 》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_ 印  
( 松本 吉弥 )

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印  
( 1 番 渡部 稔 )

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印  
( 4 番 諏訪 栄一 )